

# 「市町行財政総合相談窓口」の取組



経営管理部 地域振興局

# I 総合相談窓口設置の目的

## 1 地方分権改革の流れ

### 第1次 地方分権改革 (H5~11)

#### 国主導の改革

- 機関委任事務廃止
- 国の関与のルール化
- 権限移譲（法定）
- 条例による事務権限の移譲制度の創設

国と地方の新たな関係

### 第2次 地方分権改革 (H18~)

#### 国主導の改革

- 規制緩和  
(義務付け・枠付けの見直し)
- 権限移譲（法定・条例）

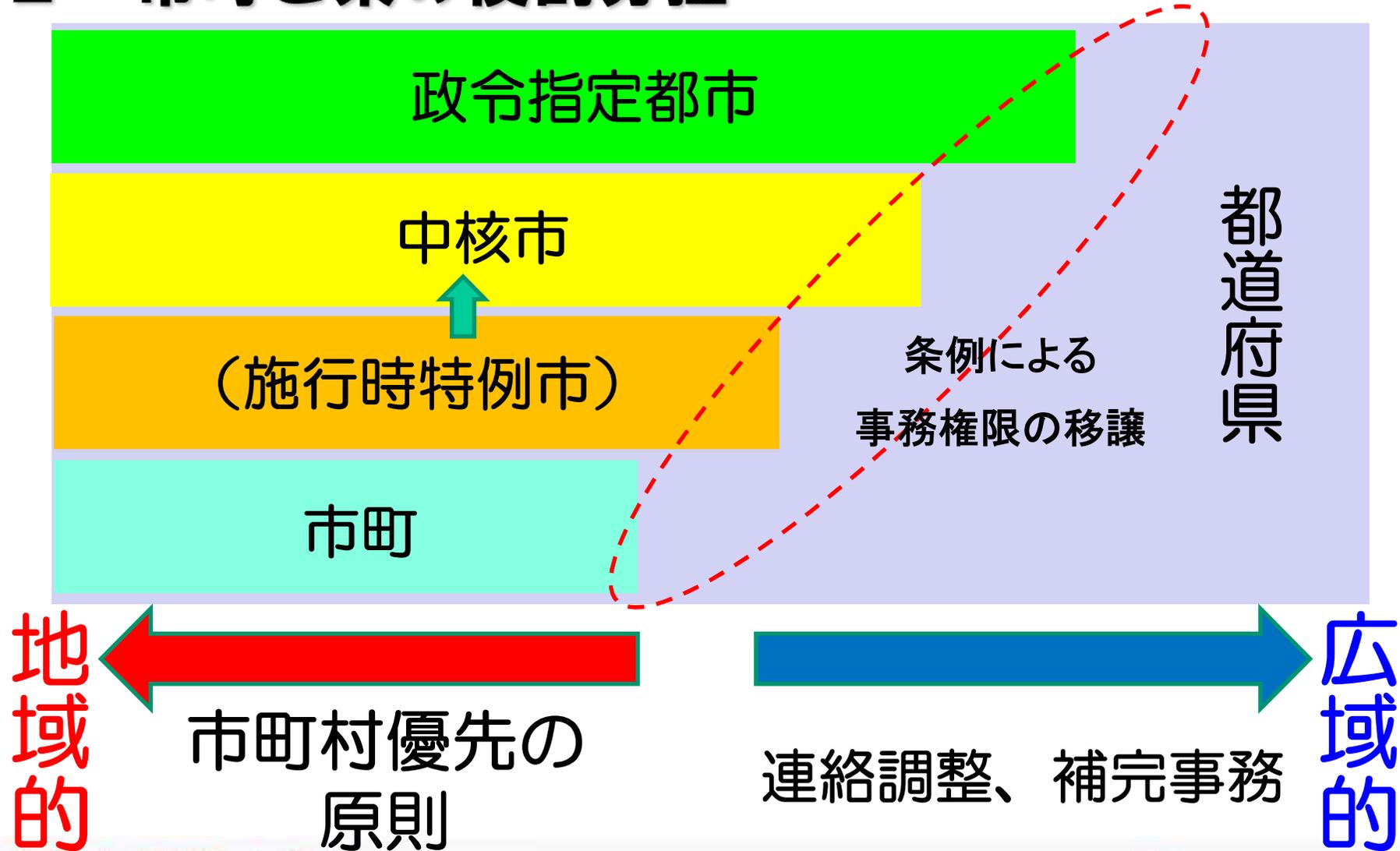
#### 地方主導の改革

- 提案募集

地域の実情に応じた行政の展開

# I 総合相談窓口設置の目的

## 2 市町と県の役割分担



# I 総合相談窓口設置の目的

## 3 地方分権改革以降の市町と県との関係

自立

役割分担

対等

分権のキーワードの“表面”のみが一人歩き

新たな課題

市町

○複雑・多様化する  
住民ニーズへの対応

距

離

感

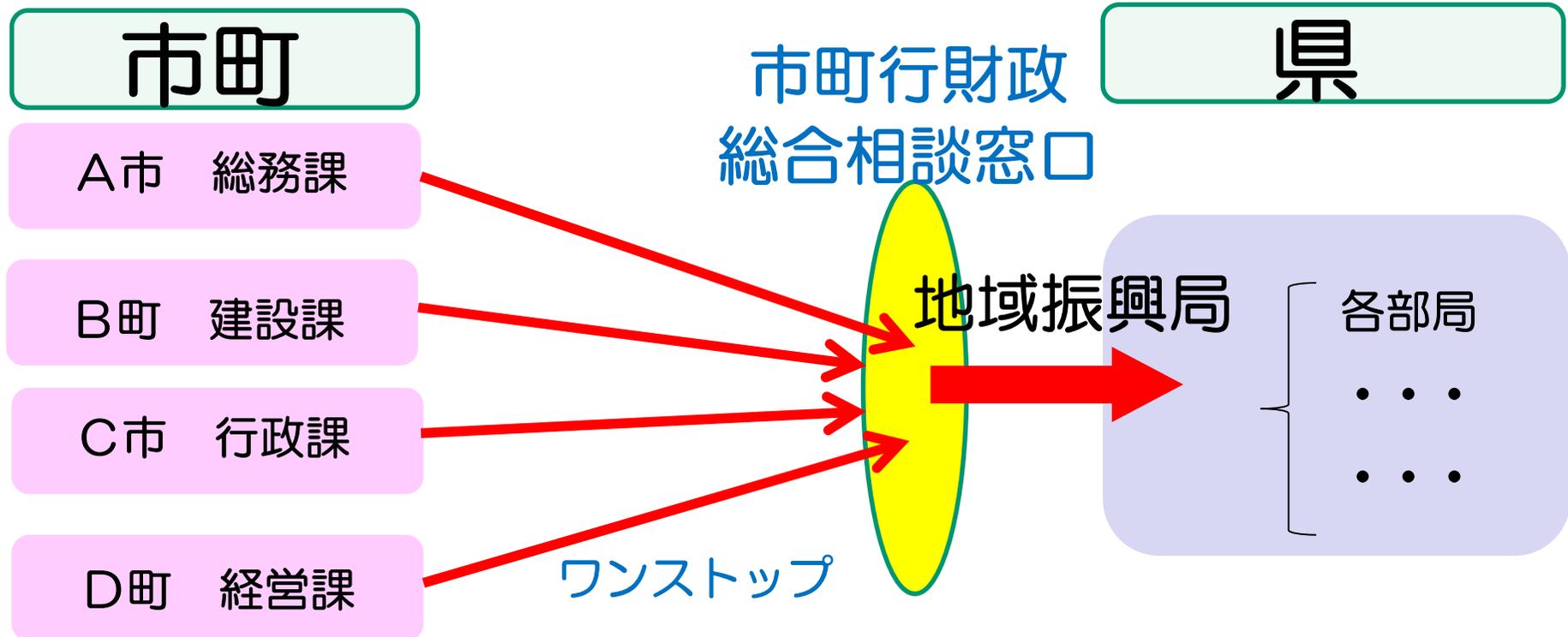
(信頼関係の希薄化)

県

○「市町の自立、対等協力の関係」の厳格な解釈による市町への関与の減少  
→ 施策立案に必要な情報等 減

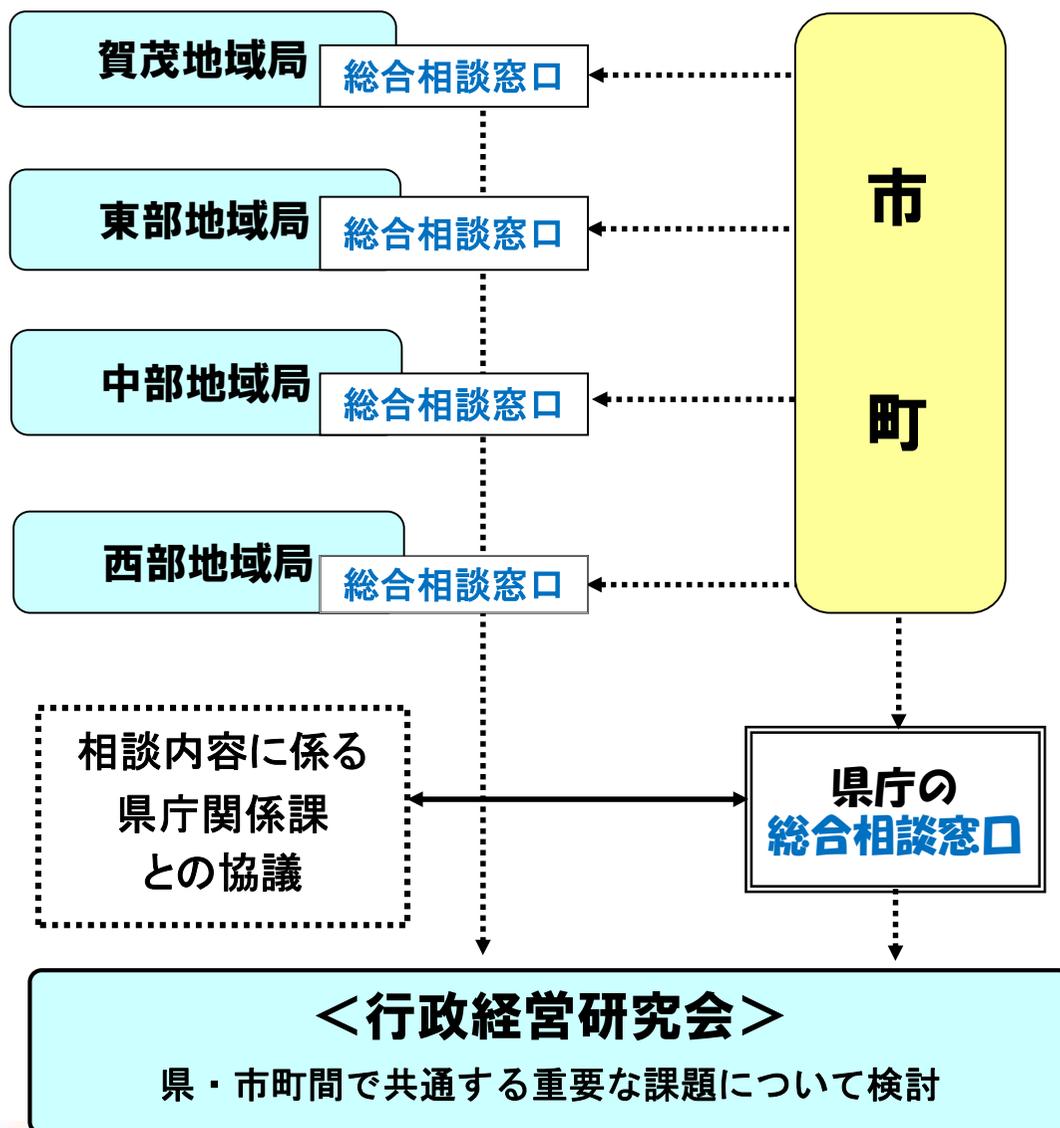
# I 総合相談窓口設置の目的

## 4 「市町行財政総合相談窓口」の設置（H29.4.1）



縮める距離を

## II 総合相談窓口の機能及び体制



複雑・多様化する地域行政のニーズ等に随時・的確に対応するため、

基礎自治体として日々住民に接し、多彩な業務に励む市町の悩み、課題について、

県が相談をワンストップで受け付け、共に課題解決を図る。

# III 総合相談窓口への相談実績

相談団体数	ほぼ県内全ての市町及び一部事務組合等の団体
相談件数	年間平均 170件
相談内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・老朽化インフラの修繕等に係る住民要望への対応方法</li><li>・損害賠償請求への対応</li><li>・予算が否決された場合における先行実施事業の取扱い</li><li>・職員の著しい超過勤務状態の改善策</li><li>・まちづくりと土地利用規制のあり方</li><li>・大都市制度についての諸情報(中核市など)</li><li>・戦略的な組織編制に関する手法</li><li>・議会における表決の方法</li></ul> <p>など 非常に多岐にわたる</p>



# IV 相談内容の書籍化

窓口寄せられた相談のうち、他団体でも悩もうる汎用性の高い事例について、その対応方法や考え方を取りまとめて書籍化

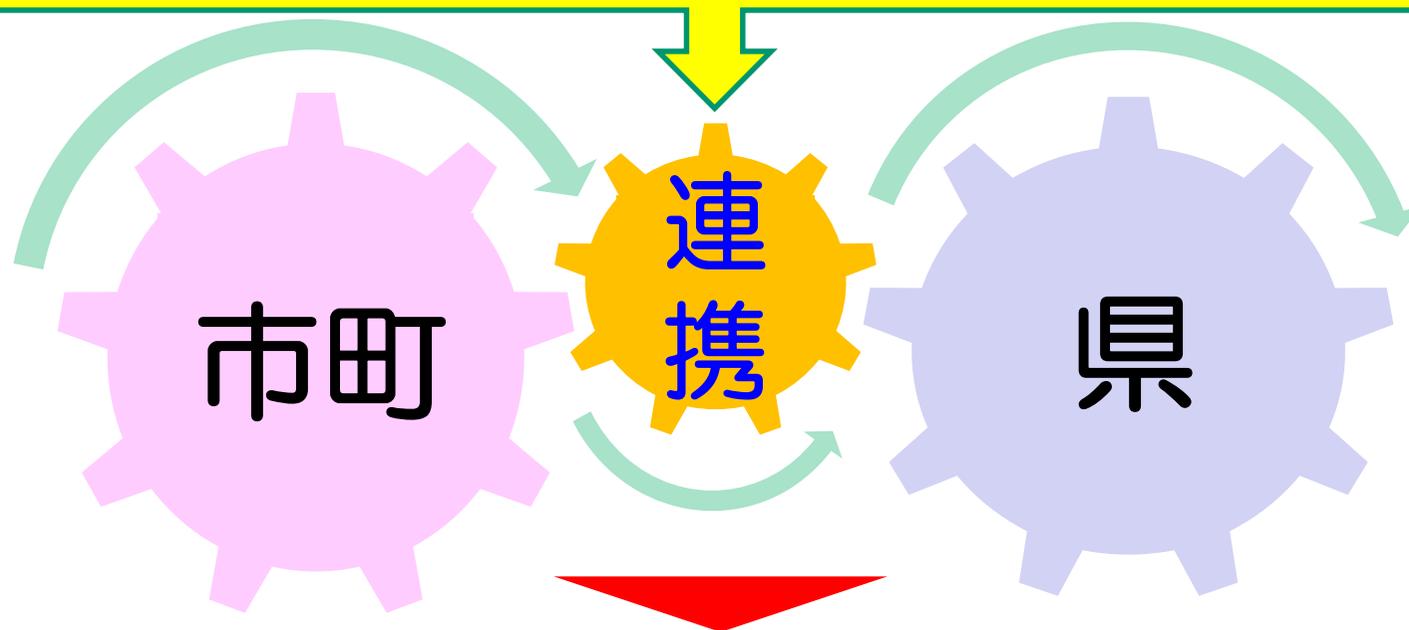
書籍タイトル	うちではこうやってます！ 自治体職員 現場のお悩み解決Q&A
判型	A5 347ページ
発行年月	令和3年1月
価格	税込 3,300円
発行	(株)ぎょうせい



## V 結びに

県は市町との連携なくして、地方行政において求められている役割を果たすことはできない

「総合相談窓口」「行政経営研究会」の取組 ⇒ 連携の強化



地方行政の円滑な遂行